ASBJ

第 550 回企業会計基準委員会

資料番号　審議事項(3)-6

日付　2025 年 7 月 3 日

プロジェクト　金融資産の減損に関する会計基準の開発

項目　補足文書の文案（CECL モデルに基づく情報の開示方法）

I. 本資料の目的

1. 本資料は、金融商品の減損に関する補足文書について、文案のイメージをお示しするものである。

II. 経緯

2. 第 511 回企業会計基準委員会（2023 年 10 月 5 日開催）及び第 206 回金融商品専門委員会（2023 年 9 月 25 日開催）において、ステップ 2 を採用する金融機関における開示（注記事項）に関するこれまでの審議の状況について整理を行った。

3. その際、実務対応報告第 18 号「連結財務諸表作成における在外子会社等の会計処理に関する当面の取扱い」（以下「実務対応報告第 18 号」という。）に基づき在外子会社の財務諸表が米国会計基準に準拠して作成されている場合における CECL モデルに基づく情報の開示方法について、ASBJ 事務局から次のとおり提案を行い、企業会計基準委員会では特段の異論は聞かれなかった。

   (1) CECL モデルに基づく情報の開示方法には複数のアプローチが考えられるものの、企業が信用リスクの開示目的に照らして当該情報の重要性等を踏まえて個別に判断すべきと考えられることから、実務対応報告第 18 号に基づき在外子会社の財務諸表が米国会計基準に準拠して作成されている場合の開示に関して、CECL モデルに基づく情報の開示方法については会計基準において具体的に定めず、補足文書において複数の開示方法があることを示す。

4. また、第 535 回企業会計基準委員会（2024 年 10 月 29 日開催）及び第 227 回金融商品専門委員会（2024 年 10 月 24 日開催）では、ステップ 4/5 に関する開示についての整理を行い、ステップ 4/5 に関する開示において CECL モデルに基づく情報の開示方法に差を付ける理由は特段見受けられないと考えられたため、CECL モデルに基づく情報の開示方法に関する提案内容を変更しなかった。企業会計基準委員会では、この ASBJ 事務局の提案に対し、特段異論は聞かれなかった。

5. このため、本資料では、次の補足文書について、補足文書の文案イメージをお示しする。

(1) 実務対応報告第 18 号に基づき、米国会計基準に準拠して作成されている在外子会社の財務諸表を連結決算上利用している場合の信用リスクに関する注記事項の開示方法（別紙（HP では非公表））

6. 具体的な文案イメージは、本資料の次頁以降に記載している。

III. ASBJ 事務局による提案

7. 実務対応報告第 18 号に基づき、米国会計基準に準拠して作成されている在外子会社の財務諸表を連結決算上利用している場合の信用リスクに関する注記事項の開示方法に関する補足文書を別紙の文案イメージ（HP では非公表）で作成することが考えられるがどうか。

ディスカッション・ポイント
本資料第 7 項に示した事務局の提案についてご意見を伺いたい。

以　上